

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によれば、同人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで複数の職場で勤務したが、そのほとんどで石綿が使われており、また、A市所在の社会福祉法人Bにおいては、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで約8年間に石綿を含む廃タイヤをボイラーに投入する作業に従事していたとして、通算約11年間にわたって石綿ばく露作業に従事してきたという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院での検査の結果、左肺に肺腫瘍が認められ、D病院で「肺がん」と診断され、その後、複数の医療機関で加療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日、低酸素症のためにE病院に入院し、同年〇月〇日死亡した。死亡診断書には、直接死因として「肺がん」と記載されている。

請求人は、被災者は石綿にばく露したことが原因で肺がんになり患し死亡したものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の肺がん及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した肺がん及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 決定書理由第2の2の(2)のアの一部を次の(1)及び(2)のとおり改める。

(1) アの(カ)中の「廃タイヤ建屋内での休憩中～推定される。」を次のように改める。

「被災者自身が廃タイヤ建屋内で食事や休憩をしていたか否かは不明であるが、建屋内での休憩中や食事中において石綿にばく露した事実及び建屋自体について石綿が使用されていた事実は確認することはできないことから、被災者が石綿にばく露したと認めることはできない。」

(2) アの末尾の「以上のとおり～確認できていない。」を次のように改める。

「以上のとおり、被災者が、石綿紡織製品製造業、石綿セメント製品製造業、石綿吹付作業に従事した事実はなく、また、石綿ばく露作業に従事した事実も確認されておらず、被災者が石綿にばく露したと認めることはできない。」

3 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の肺がんは、石綿へのばく露に起因したものである旨の主張をしているが、決定書理由第2の2の(2)のア及びイに説示するとおり、石綿ばく露作業に従事した事実は確認できない。

(2) 請求人らは、F医師及びG医師がそれぞれの意見書において、胸膜プラーク有りとの所見を示していると主張しているが、F医師は「CT上胸膜肥厚像あり」との意見であり、G医師は「胸膜に接して直径4cm大のtumor(腫

瘍)を認める。(胸膜プラークは専門ではなく判定不能)」との意見に留まるものである。これに対し、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「CT画像上、石綿肺及び胸膜プラークの所見は認められない。」との意見を述べ、更に平成〇年〇月〇日付け意見書においては、「平成〇年〇月〇日撮影のCT画像上びまん性胸膜肥厚は認められない。」との意見を述べている。

当審査会としては、上記のとおり、被災者が石綿ばく露作業に従事した事実は確認できず、また、H医師は明確に石綿による肺及び胸膜等への影響を否定していることからみて、被災者には胸膜プラーク等の石綿に起因する病変は認められないものと判断する。

(3) なお、請求人らは、石綿による肺がんであることを補強する資料として平成〇年〇月〇日付けG医師作成の診断書を提出するが、同診断書の記述は、左胸膜の腫瘤影について、アスベストによる胸膜中皮腫かじん肺に伴うがんなどが疑われるという一般論を述べたに過ぎないものであり、当該診断書が、被災者の肺がんを石綿によるものであると認めたと判断することはできない。

(4) 以上のことから、当審査会としては、被災者の肺がん及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(5) なお、当審査会は、請求人らの主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。